

平成30年度税制改正に向けた地方消費税の清算基準の見直しに関する提言（概要）

1 地方消費税の性格

- 地方消費税は、最終消費者が実質的な負担者となる税。
- 税の最終負担者である消費者が消費を行った地域に税収を帰属させるために都道府県間で清算する。
- 地方消費税の「地方税」としての意義は、地方団体が域内における消費活動を活性化させれば、それが税収に反映される点にある。

2 清算のあるべき姿

地方消費税の都道府県間清算は、**税の最終負担者である消費者が消費を行った地域（最終消費地）と税収の帰属地を一致させる**ために行う。

(1) 将来の方向性

将来的には、統計調査方法の工夫や消費に関するデータの活用なども含め、都道府県ごとの消費額を正確にとらえる方策を検討していくべき。

(2) 当面の対応

上記の方向に近づくよう、**現行の統計を活用した見直し**を検討すべき。
その際、**代替指標のウェイト**はできるだけ低く抑える方向で検討していくべき。

【平成29年度与党税制改正大綱】

地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。

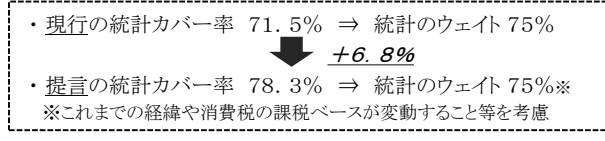
《参考》 現行の清算基準

- 【課題】
- 商業統計の調査方法の変更により新設事業所に係る小売年間販売額が捕捉されなくなっている。
 - 供給側の統計のみを使用しているため、小売に係る地方消費税が販売地のみに帰属している。
 - 代替指標の意味・割合の根拠が曖昧になっている。
 - 社会保障財源だから人口配分という議論が一部にある。

3 提言のポイント

(1) 統計カバー率を高める

- 新設事業所に係る小売年間販売額を追加補正
- 「通信販売・インターネット」に係る小売年間販売額を追加



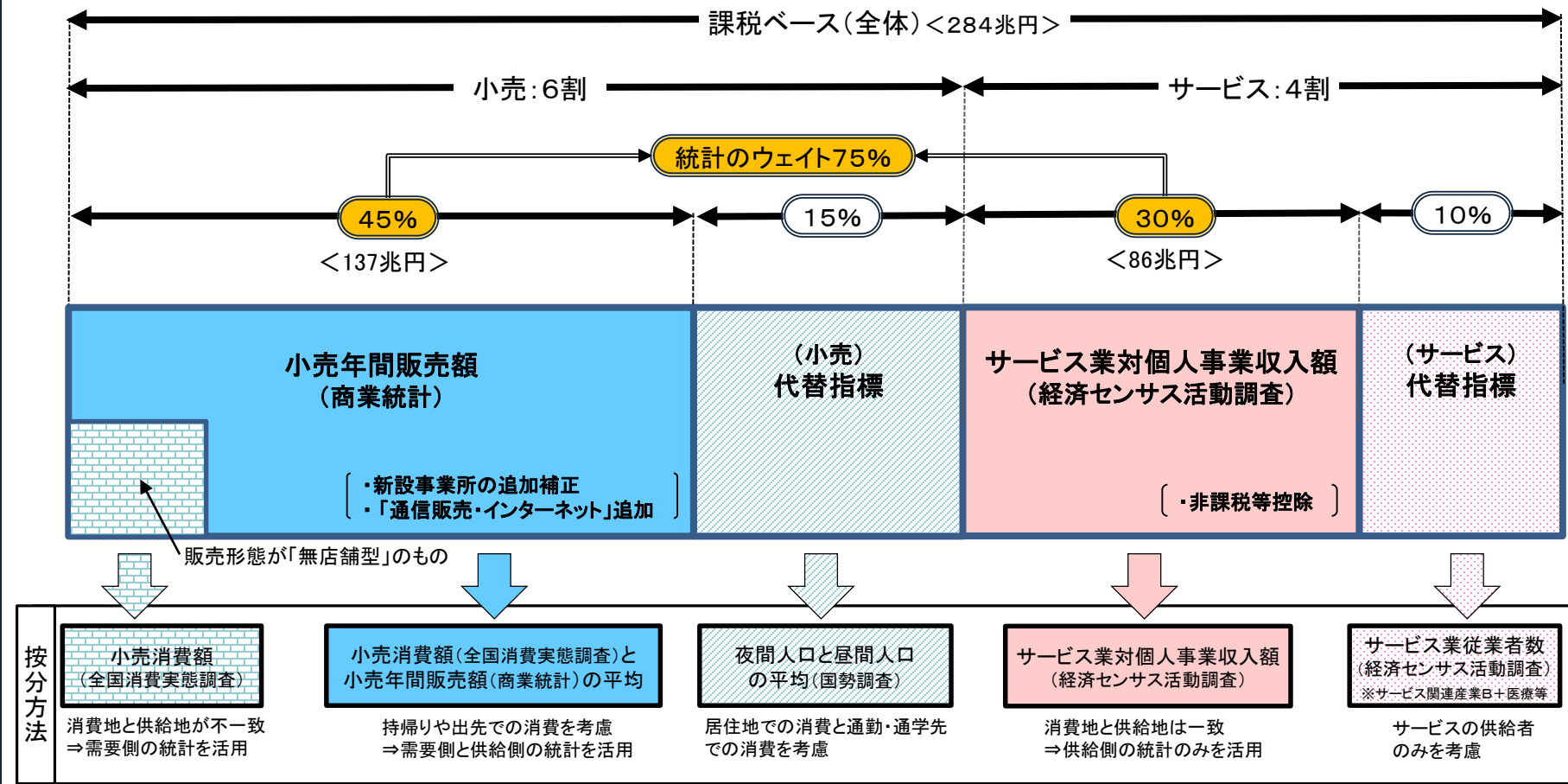
(2) 需要側の統計も活用する

- 需要側の統計（全国消費実態調査）と供給側の統計（商業統計）を活用

(3) 代替指標の位置づけを明らかにする

- 需要側の統計（サンプル調査）から「小売」と「サービス」の割合を6:4に区分
- 各区分のうち、供給側の統計（悉皆調査）でカバーできない部分は代替指標
- 代替指標
 - ◇ 小売：夜間人口と昼間人口の平均
 - ◇ サービス：サービス業従業者数

4 提言のイメージ



【イメージ図】

